

山LP協第 131 号

平成28年12月14日

会 員 各 位

(一社) 山口県LPガス協会

液化石油ガス販売事業者等に係る重要施設における  
保安管理の確認等について

明日(12月15日)、本県において日露首脳会議が開催される予定であることから、このことについて山口県消防保安課長から別添のとおり通知がありました。

つきましては、貴販売店におかれては、液化石油ガスに係る重要施設における自主警備体制及び連絡体制について確認し、不十分な場合は、必要な措置を講じられますよう、また、液化石油ガスの管理徹底を図られますようよろしく申し上げます。



平 2 8 消 防 保 安 第 6 4 4 号

平成 2 8 年 (2016 年) 1 2 月 1 4 日

一般社団法人 山口県LPガス協会

会 長 福 田 誠 様

山口県総務部消防保安課長



**液化石油ガス販売事業者等に係る重要施設における保安管理の確認等について**

平素から、液化石油ガス保安行政に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成28年12月15日に本県において、日露首脳会談が開催される予定であることから、経済産業省大臣官房商務流通保安審議官から別添のとおり通知がありました。

ついては、この審議官通知を踏まえ、貴協会におかれては、液化石油ガスに係る重要施設における自主警備体制及び連絡体制について確認し、不十分な場合は必要な措置を講じるよう、また、液化石油ガスの管理徹底等を行うよう、会員事業所に周知していただきますようお願いいたします。

消防保安課  
産業保安班  
TEL:083-933-2374  
FAX:083-933-2408

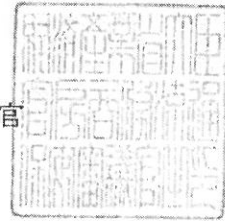
# 経済産業省

20161207商局第1号

平成28年12月9日

山口県知事 殿

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官



## 日露首脳会談等開催に伴う警備協力について（要請）

平成28年12月15日及び16日に日露首脳会談等が開催される予定です。これに伴い、平成28年12月5日付け警察庁丙備発第344号をもって、警察庁警備局長から、当省に対し、警備協力の要請がありました。

これを踏まえ、貴職におかれては、液化石油ガス販売事業者等に対し、下記を踏まえた必要な措置を講ずるよう、指導をお願い致します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

## 記

1. 以下に掲げる事項について、現場で有効に機能するよう確認すること。

(1) 液化石油ガスに係る重要施設（貯蔵施設等。以下「施設」という。）における

自主警備体制

- ① 施設内への不正侵入を防止するための監視装置等の設置及び施錠等の実施
- ② 施設及び設備に対する不正行為等を検知するための監視
- ③ 無許可者が偽って施設内へ侵入することを防止するための入退管理

- ④ 不審者、不審物及び不審事象の兆候を早期発見するための巡視点検
- ⑤ 業務用車両、身分証明書、制服等の盗難防止対策
- ⑥ 安全に関する情報漏えい防止対策及びサイバーテロ対策

(2) 連絡体制

- ① 緊急時における警察等の関係機関への連絡体制
- ② 不審者、不審物及び不審事象の兆候を発見した場合の警察等の関係機関への連絡体制

2. 上記1.の確認の結果、対策が不十分であると認められた場合は、速やかに必要な措置を講じること。

3. プーチン・ロシア連邦大統領一行の来日期間中は、日露首脳会談等開催場所周辺地域における大規模工事等を自粛するとともに、ドローン等小型無人機の使用を避けること。

4. 液化石油ガスの管理徹底等を行うこと。

(1) テロリストに利用され得る液化石油ガスを取り扱う施設においては、液化石油ガスの管理を徹底すること。

(2) 液化石油ガスの紛失、盗難等が発覚した場合は、直ちに関係機関に連絡すること。

以上